

十九八七

六五四

三

二一

○年基づけ個人財務省告示第百八十八号

経利発発
過率行行
利価日
子格
の振額最高
替低額
単額面
位金用振行
等替法
の適の法發号
律條項及
行及之根
名稱及之
及之記平成国債、
平成二十二
年四月十
四年条件
五月份等

(一) 年額平成する額の振替
 ○面成るの記載法の規定
 各取扱機関は、
 ●金額二十倍の記録による
 パーティセント百六十円
 に加

す。整數又は規定による最
 額は、振替口座と金簿

一百額の定義以下「振替法」
 万二面振替機関は日本銀行とし、
 円十金額で九十九万九百七十三億四千五百。
 以適用を受けるものとする。そ規

法律へ平成十三年法律第七十五号。

社債、株式等の振替に関する法
 律（平成二十三年法律第七十五号）
 第六十九条第一項
 東日本大震災から復興のため必要な
 財源の確保を実施するため、特別措置法
 第百七十七号

財務大臣 安住淳

年基づき個人財務省告示第百八十八号
 平成二十二年四月十六日に発行した個人
 に關する省令（平成十四年五月一日）
 第四条第十四項の規定に
 関する。○年基づけ個人財務省告示第百八十八号

払込み

十一 初期利子

十二 後の第二期利息

てを毎年支払期とし、日以前各支払間に属する日を毎年四月十五日及び六月十五日におい

$$\text{額面金額} \times \frac{0.27}{100} \times \frac{1}{2}$$

する次期た平成二十四年十月十五日に当たるときは、支払は、

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座については、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額においては、当該国債を発行時に百分の二十を乗じた金額から当該金額に非居住者による所得税を控除する所である。このことから、次号の金額とし、次回の算式による所得税を控除する所である。

え、次の算式により算出した金額を第十五号に規定する。日払い込むこととする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.27}{100} \times \frac{1}{365}$$

の	中	払	払	償	償
取	途	込	込	還	還
扱	換	場	期	金	期
い	金	所	日	額	限

(一) 式 次 う 五 中 日 平 額 平 利

す 生 に 第 る 個 入 に て の 出 る な 査 額 ま ら に の こ 年 途 本 成 面 成 子
 る し 規 六 省 人 経 は と 端 し 金 お 皆 $\times \frac{80}{100}$ 額 金 ま で 平 平 よ 区 と 四 换 銀 二 金 二 を
 へ な 定 十 令 向 過 一 し 数 、 額 、 す 二 $\times \frac{2}{100}$ (+) 額 金 の 成 成 分 と 月 金 行 十 額 十 支
 次 い す 八 (け 利 円 、 が そ は 受 す) 額 金 間 二 二 算 に し 十 の 四 百 九 払
 号 銘 る 号 平 国 子 と 一 生 の 、 入 金 2 (+) の 十 十 出 応 、 五 買 本 年 円 年 う
 に 柄 受) 成 債 に す 円 じ 算 次 経 額 金 场 五 五 し そ 日 取 店 四 に 四 。
 お に 入 第 十 の 相 る に た 出 の 過) 予 過 利 予 過 利 予 が う 、 の 以 り 又 月 つ
 い つ 経 四 四 発 当 。 満 場 結 算 利 入 利 入 利 入 利 予 は そ 買 後 は は 十 き
 て い 過 条 年 行 す た た 合 果 式 子 経 過 利 予 に 相 当 に 十 月 金 領 れ 取 に 、 支 六 百 五
 同 利 第 財 等 す だ な に に に に に 相 当 に 十 十 と ぞ 金 お 平 店 日 円 日
 じ は 子 十 務 に 金 し い は 円 よ 相 利 予 に 相 当 す 五 五 す れ 額 い 成
 。 零 が 二 省 関 額 、 場 切 未 り 当 利 予 に 相 当 す 日 日 る の は て 二
) と 発 项 令 す は 受 合 捨 满 算 す 利 予 に 金 す 前 か 。 算 、 行 十

$$\text{額面金額} \times \frac{0.27}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

× 365

(二) 平成二十五年十月十五日以後の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額
 $\times \frac{80}{100} \times 2$

十八 中途換金

個四債かる百害とつ条法のみのと受けると受益する第昭和二十一年法律第一項規定の税号法に相当する金額
人月をつ災十救すての律、居き地住にはその相続契約規定の税号法に相当する金額
向十有た害八助るは十第地方すはそれを含む者扶養第一項規定の税号法に相当する金額
け五すとが号法。、九六方すはその相続契約規定の税号法に相当する金額
国日るき発) (当第十自治市町村統一扶養第一項規定の税号法に相当する金額
債前者に生に昭の該一七治法に相当する金額
のでがはしよ和区市項号法に相当する金額
中あ、当、る二域又の) (扶養第一項規定の税号法に相当する金額
途つ平該当救十には指第昭(人が信託契約規定の税号法に相当する金額
換て成個該助二お當定二和特が、死託契約規定の税号法に相当する金額
金も二人災の年い該都百二別、死亡契約規定の税号法に相当する金額
を、十向害行法て市市五十区又亡契約規定の税号法に相当する金額
請当五けにわ律、のに十二をはしし約規定の税号法に相当する金額
求該年国かれ第災区あ二年含そたの定の税号法に相当する金額

することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれ算出する。

(一) 平成二十四年十月十五日から平成二十五年四月十五日までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 $\times \frac{8.0}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額) の場合

(二) 平成二十四年十月十五日以前の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)